

第5回 東村山市児童クラブ運営等に関する代表者協議

- 開催日 : 令和4年4月11日(月) ※オンライン開催
- 出席者 : (東村山学童保育連絡協議会) 会長2名、事務局次長1名、事務局員1名
(児童課) 児童課長、運営体制計画推進担当主査、同主任、同主事
- 協議概要

1. 児童館・児童クラブ運営等基本方針(案)について

① 基本方針(案)の概要について

市より、策定中の基本方針(案)のイメージについて概要説明を行った。

- ・本方針(案)は、「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」から提出された、最終報告(提言)と、児童クラブについては本代表者協議の枠組みの中で共通認識に至った事項などを踏まえ、策定しているものであり、主に児童館と児童クラブの役割整理・連携のほか、児童クラブにおける民間活力の導入の進め方などについて示していく予定である。

② 意見募集及び各保護者への周知方法について

市より、今後において本方針(案)についてのパブリックコメントを行い、広く市民より意見募集を行うほか、各保護者宛てに本方針(案)について周知するメールを一斉配信する予定である旨を報告した。また、各保護者から特段の意見がある場合には、パブリックコメントへの意見提出に限らず、学保連にて意見を集約し、本代表者協議の場で、市へ表明することも可能である旨を確認した。

2. 野火止児童クラブ保護者会への今後の対応について

前回の協議までの間に、学保連及び野火止保護者会から第2野火止児童クラブの指定更新の際に、同一敷地内にある第1野火止児童クラブを併せて民営化することについて、前向きな認識が示されていることを受けて、市より、改めて以下の点について確認・提案し、学保連より了解を得た。

- ・野火止児童クラブに関する民間活力の導入の進め方等について協議するため、野火止児童クラブ保護者会から代表者として若干名を選出し、今後の本代表者協議の場に参加いただく。
- ・野火止児童クラブ保護者会代表者も含めた協議・調整後に、当該児童クラブの一般保護者を対象とした市の方針等に関する説明の機会を設ける。
- ・この説明の機会に出された意見等については、基本的にはその場で直接回答を行ったり、結論を出すのではなく、本代表者協議の場に持ち帰り、必要に応じて意見反映のための協議・検討を行う。
- ・市より、学保連役員会及び野火止児童クラブに対し、第2野火止児童クラブの指定更新等に伴い、今年度半ばに実施を予定している指定管理者選定委員会における委員の推薦依頼を行う予定である。

3. その他

学保連より、6月の役員改選に伴う本代表者協議における新体制について報告があった。

現代表者協議メンバーのうち、1名が学保連顧問として引き続き本代表者協議に参加し、協議の継続性をよりしっかりと担保していくほか、新会長1名、野火止児童クラブ保護者代表2名の計4名にて協議の場に参加したい旨の意向が示された。

4. 次回協議について

野火止児童クラブの保護者代表者を加え、令和4年5月初旬から中旬を目途に、次回協議の場を持つこととした。